

**借地借家法 建物の賃貸借 管業 H30-42-4 <<#420>>**

【問】 正誤をつけよ。

区分所有者Aが、自己所有のマンションの専有部分甲(以下、本間において「甲」という。)をBに賃貸する。なお、AB間の賃貸借契約は、定期建物賃貸借契約ではないものとする。AB間において、甲の使用目的を専らBの事務所として賃貸借する旨を賃貸借契約書に明示した場合は、借地借家法は適用されない。✕

【答え】 誤り

**<<ポイント>> 建物の賃貸借**

借家法の規定は、一時使用のために建物の賃貸借をしたことが明らかな場合には、適用しない。(借々法 40 条)

⇒ 「一時使用のために建物の賃貸借をしたことが明らかな場合」以外の建物の賃貸借には、借地借家法の規定が適用される(使用目的は問わない)